

○豊橋市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

昭和48年3月31日

規則第15号

豊橋市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

(題名改正〔平成5年規則27号・20年24号〕)

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年豊橋市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成5年規則27号・20年24号〕)

(社会保険各法)

第2条 条例第3条第1項に規定する規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(追加〔平成20年規則24号〕)

(受給者証の交付)

第3条 条例第5条の規定により受給者証の交付を受けようとする者は、子ども医療費受給者証（交付・再交付）申請書・受給資格等（変更・喪失）届（様式第1号。以下「共通申請書（届）」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その者が条例第5条に規定する対象者であることを確認したときは、受給者証（様式第2号）を交付するものとする。

(一部改正〔平成5年規則27号・8年24号・15年28号・16年28号・20年24号・24年43号・30年4号〕)

(受給者証の更新申請等)

第4条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）のうち6歳及び15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの保護者は、当該子どもが

6歳及び15歳に達する日の属する年度の末日までに子ども医療費受給者証更新申請書（様式第2の2号）を市長に提出して受給者証の更新を申請することができる。

2 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、速やかに、当該受給者証を市長に返還しなければならない。

（追加〔平成20年規則24号〕、一部改正〔平成21年規則28号・24年43号・25年52号・30年4号・令和5年62号〕）

（受給者証の再交付）

第5条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、共通申請書（届）を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。

2 受給者証を破り、又は汚した場合における前項の申請書には、その受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

（一部改正〔昭和62年規則18号・平成5年27号・8年24号・20年24号・24年43号〕）

（医療費の請求）

第6条 医療機関等は、条例第7条第1項の規定により、医療費の支払を請求しようとするときは、子ども医療費請求書を市長に提出しなければならない。

（一部改正〔昭和62年規則18号・平成5年27号・8年24号・15年28号・16年28号・20年24号・29年33号〕）

（対象者による助成の申請）

第7条 条例第3条第1項に規定する対象者（受給者を除く。）は、条例第7条第1項の規定により医療費の助成を受けようとするときは、子ども医療費助成申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該医療について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は第2条に規定する社会保険各法の規定による当該医療に関する給付が行われたことを証明する書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認めた書類を添付しなければならない。

（追加〔平成20年規則24号〕、一部改正〔平成24年規則43号・29年33号・令和6年31号〕）

（助成の方法の特例）

第8条 条例第7条第2項に規定する特別な事由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 国民健康保険法又は第2条に規定する社会保険各法の規定により子どもに係る療養費又は療養費に相当する家族療養費(第3項において「療養費等」という。)が支給されたとき。

(2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に必要ながあると認めたとき。

2 受給者は、条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするときは、子ども医療費助成申請書を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、第1項第1号に該当する場合にあっては療養費等の支給額を証する書類、同項第2号に該当する場合にあっては医療機関等の発行する領収書を添付しなければならない。

(一部改正〔昭和62年規則18号・平成5年27号・8年24号・15年28号・16年28号・20年24号・令和6年31号〕)

(助成額の決定)

第9条 市長は、第6条の規定による請求又は第7条第1項若しくは前条第2項の規定による申請があったときは、助成額を決定し、その旨を医療機関等又は対象者に通知しなければならない。

(一部改正〔昭和62年規則18号・平成15年28号・16年28号・20年24号〕)

(変更の届出)

第10条 受給者は、次に掲げる事由が生じたときは、条例第8条の規定により受給者証を添えて、共通申請書(届)を市長に提出しなければならない。

(1) 受給者又は子どもの氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 条例第4条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者に変更を生じたとき、当該保険者の名称若しくは所在地に変更を生じたとき、当該医療の給付の内容に変更を生じたとき又は被保険者等、組合員等若しくは加入者等の記号番号に変更を生じたとき。

(一部改正〔昭和62年規則18号・平成5年27号・8年24号・15年28号・16年28号・20年24号・令和6年54号〕)

(資格喪失の届出)

第11条 受給者は、条例第3条第1項の規定に該当しなくなったときは、速やかに共通申請書(届)に受給者証を添えて、市長に届け出なければならない。

(追加〔昭和62年規則18号〕、一部改正〔平成5年規則27号・8年24号・15年28号・16年28号・20年24号・24年43号〕)

(第三者の行為による被害の届出)

第12条 子ども医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、子ども医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、速やかに第三者の行為による被害届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(追加〔昭和53年規則62号〕、一部改正〔昭和62年規則18号・平成5年27号・8年24号・15年28号・16年28号・20年24号〕)

(子ども医療に関する処分の通知)

第13条 市長は、子ども医療費の助成に関する処分をしたときは、文書をもってその内容を申請者に通知しなければならない。

(一部改正〔昭和53年規則62号・平成5年27号・9年48号・15年28号・16年28号・20年24号〕)

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか医療費の助成に関し必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔昭和53年規則62号・平成15年28号・16年28号・20年24号〕)

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月31日規則第22号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年9月30日規則第62号)

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日規則第23号)

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の豊橋市乳児医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づいて交付された受給者証は、この規則による改正後の豊橋市乳児医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づいて交付された受給者証とみなす。

附 則(昭和62年3月31日規則第18号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年6月26日規則第32号)

- 1 この規則は、平成元年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の豊橋市乳児医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づいて交付された受給者証は、この規則による改正後の豊橋市乳児医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づいて交付された受給者証とみなす。

附 則（平成3年3月1日規則第2号）

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の豊橋市乳児医療費の助成に関する条例施行規則の規定により調製されている様式第1号及び様式第3号から様式第7号までの様式は、この規則による改正後の豊橋市乳児医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成5年3月31日規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成5年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の豊橋市乳児医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付された乳児医療費受給者証（以下「旧受給者証」という。）は、この規則による改正後の豊橋市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により交付された乳幼児医療費受給者証とみなす。

（旧受給者証の更新申請）

- 3 この規則の施行の際、旧受給者証を有する者の当該旧受給者証の有効期間が満了したときの更新申請については、改正後の規則第2条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「あらかじめ」とあるのは「受給者証の有効期間の満了する日の属する月の1日から末日までの間に」と、同条第2項中「受給者証」とあるのは「有効期間の満了する受給者証と引換えに受給者証」と読み替えるものとする。

（様式に関する経過措置）

- 4 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により調製されている様式第1号及び様式第3号から様式第8号までの様式は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成6年3月31日規則第12号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の（中略）豊橋市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（中略）（以下「関係規則」という。）の規定により作成されている様式は、この規則による改正後の関係規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成8年3月29日規則第24号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年7月31日規則第48号）

この規則は、平成9年8月1日から施行する。

附 則（平成10年2月12日規則第3号）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

3 この規則の施行の際、現にこの規則の施行の日以後の各施設の使用について承認されている日が改正後の各規則に規定する休館日又は休止日に当たるときは、改正後の各規則の規定にかかわらず、当該日は当該施設の休館日又は休止日としない。

附 則（平成12年7月31日規則第93号）

1 この規則は、平成12年8月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に第1条の規定による改正前の豊橋市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成されている様式第3号（中略）は、第1条の規定による改正後の豊橋市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（中略）の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成15年3月31日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成されている様式第3号は、改正後の豊橋市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成16年3月31日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成されている様式第3号は、改正後の豊橋市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則 (平成20年3月31日規則第24号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成されている様式は、改正後の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則 (平成21年3月31日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成されている様式は、改正後の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則 (平成22年3月31日規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成されている様式第1号は、改正後の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則 (平成24年3月30日規則第43号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月12日規則第52号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の第4条第1項第1号の規定による受給者証の更新の申請に基づき交付されている受給者証については、当該受給者証の有効期間が満了する日まで使用することができる。

附 則 (平成26年3月28日規則第31号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

(豊橋市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づいて交付された受給者証は、同条の規定による改正後の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づいて交付された受給者証とみなす。

附 則 (平成27年12月17日規則第63号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則 (平成29年3月29日規則第33号)

(施行期日)

- 第1条 この規則は、平成29年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成されている様式第3号は、改正後の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成30年 3 月 20日規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成されている様式第 1 号は、改正後の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（令和元年 6 月 25日規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（令和 2 年12月18日規則第75号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 29日規則第31号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 29日規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出さ

れている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則（令和5年12月15日規則第62号）

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定による様式第1号及び様式第2の2号（次項において「旧様式」という。）により提出されている様式は、改正後の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定による様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則（令和6年9月27日規則第54号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定により交付された子ども医療費受給者証は、改正後の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定により交付された子ども医療費受給者証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定による様式第2の2号により提出されている様式は、改正後の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定による様式とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の豊橋市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成されている様式第2号及び様式第2の2号は、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。